

3 教員をサポートする職として働く

	質問	回答
1	スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント、副校長補佐として勤務する場合、他の会計年度任用職員や民間企業との兼業は可能ですか。	任用される学校等に事前に申請を行うことで兼業が可能となるケースもあります。ただし、兼業先やスクール・サポート・スタッフ等の勤務時間などで兼業が認められない場合もありますので、詳細は任用される教育委員会に御確認ください。
2	スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント、副校長補佐について、年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。20～30歳代から60歳代以上の方まで、幅広い年代の方が活躍しています。
3	スクール・サポート・スタッフの任期はどれくらいですか。半年や3か月で終了することもありますか。	募集を行う自治体により異なりますが、会計年度任用職員として任用されるため、任期は最長で1年となり、年度途中の採用の場合は、任期が数か月という可能性もあります。 なお、任期終了後も、再度同じ職として引き続き任用されることもあります。
4	エデュケーション・アシスタントは月16日勤務とありますが、月により勤務日数を調整することは可能ですか。また、学校が夏休みの期間は勤務がありますか。	詳細な勤務条件は自治体により異なりますが、月により勤務日数を調整できる場合があります。夏休み期間中も通常どおり勤務となる場合が多いですが、校内事務作業の補助や児童の登校日の対応を行うほか、夏季休暇等の取得を行っている方もいらっしゃいます。
5	スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント、副校長補佐の選考や採用の時期は決まっていますか。	会計年度任用職員は4月から採用されることが多いことから、1～3月頃に選考を行う自治体が多いです。 ただし、年度途中の欠員等に伴う追加の募集を行うこともあります。
6	副校長補佐への応募資格を教えてください。	実際の応募資格は、採用を行う自治体ごとに異なりますので、応募を検討している自治体の募集要項等を御確認ください。 ※応募資格の一例（東京都教育委員会の場合） 以下のいずれかに該当する者。 （1）都立学校の教育管理職又は主幹教諭として勤務した経験を有する者 （2）都立学校における教務主任、生活指導主任又はその他の校務分掌上の主任等（副校長の業務を一部補佐する職）を通算5年以上務めた経験を有する者 （3）都立学校の経営企画室又は学校経営支援センターに正規職員として勤務した経験を有する者 （4）都立学校の経営企画室又は学校経営支援センターに会計年度任用職員（一般職非常勤職員）として3年以上継続して勤務した経験を有する者 （5）一般企業に常勤職員として3年以上継続して勤務した経験を有する者 （6）上記（1）から（5）までの者と同等と認められる職の勤務経験がある者
7	スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント、副校長補佐について、都内在住ではないのですが、勤務可能ですか。	都外在住の方であっても勤務は可能です。
8	福利厚生や社会保険はどうなりますか。	採用される職や勤務日数等により異なりますので、詳細は希望する職の募集要項等を御確認ください。 御参考までに、都教育委員会の募集する副校長補佐（都立学校副校長マネジメント支援員）の例をお示しします。 （例）都立学校副校長マネジメント支援員の場合 ・勤務：月16日、1日7時間45分勤務 ・期末手当、勤勉手当あり ・通勤手当支給 ・年次有給休暇：在職期間に応じ、10～20日（採用初年度は10日） ・夏季休暇：3日 ・厚生年金保険、雇用保険、健康保険、介護保険に加入（各法令等の定めのとおり） ・健康診断を実施 ・業務遂行上必要と認められる場合には、研修を受講することが可能
9	スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント、副校長補佐以外の職種はどのようなものがありますか。	東京都教育支援機構（TEPRO）が運営する、学校での活動を希望する方向けのマッチングサービスにおいて、多様な職を紹介しています。 https://www.tepro.or.jp/
10	土曜日や日曜日に出勤となることもありますか。	原則平日の勤務となりますが、学校行事等の対応のために、事前に御本人に御相談の上、土日祝日に勤務を依頼される可能性はあります。